

1 現地域福祉計画（H17～H21）の進捗状況について

資料 1

保健福祉部福祉課

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
1. 福祉サービスの適切な利用促進				
1	総合相談体制の充実	①在宅介護支援センター 相談窓口等の機能強化や高齢化の進む北広島団地地区への在宅介護支援センターの整備。	・高齢者支援センター（地域包括支援センター）4箇所整備 （H18.4月から在宅介護支援センターを高齢者支援センターに移行）	・今後、介護保険事業計画の日常生活圏域で未設置となっている北広島団地B地区の対応を検討
		②障がい者生活支援センター 身体・知的・精神の相談を受けれるよう、スタッフの専門性を高める。	・障がい者生活支援センター「みらい」において3障害の相談に対応。社会福祉士4名。困難事例は市保健師と連携。	・H20年度から、精神保健福祉士を配置し、相談体制の強化 ・H20年度から就労支援をメインとした「めーでる」開設
		③子育て支援センター 地域における総合的な子育て支援センターとして、4箇所目の設置を目指す。	・3保育園（すずらん、稲穂、大曲いちい）で実施	・平成21年度から、西の里保育園で実施予定
		④家庭児童相談員・母子自立支援員 虐待、DVなどの相談件数の増に伴い、家庭児童相談員の増員。	・家庭児童相談員1名及び母子自立支援員1名を配置	・家庭児童相談員の増員については、次期実施計画で検討
		⑤子どもサポートセンター 相談時間延長、専任相談員の配置など、相談機能の強化。	・臨床心理士配置（週1回） ・教育相談電話（週5日相談員1名配置） ・青少年電話相談（週5日相談員1名配置） ・小学校に子供と親の相談員、中学校に心の教育相談員配置（週2～3回）	・学校内での相談件数が増加しており、相談日数の増が必要な状況となっている。
2	情報の提供体制の整備	①市の広報誌による福祉情報の提供	・適宜掲載し、情報を提供 特集記事26回掲載	・引続き、適宜掲載し、情報を提供
		②ホームページでの情報提供	・生活ガイドとして、健康、福祉、医療に関する情報を掲載	・最新の情報の提供、更新の徹底

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
2	情報の提供体制の整備	③各種ガイドブックによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てガイドブック」「保育ガイド」 ・「ともに暮らしていくために」 ・「高齢者サービスガイド」 ・「介護サービスガイド」 ・「健康カレンダー」 	・各種制度の改正等に合わせ、内容の精査、充実を図る。
		④情報のバリアフリー（点訳、朗読）	・視覚障害者のための、点字広報、声の広報発行	・視覚障害者のため、音声コード付広報等の発行に取組む
		⑤自治会（町内会）、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携協力	・H19福祉灯油支給事業の実施に当たり、町内会等を通しての呼びかけ実施。各種事業を通じて協力、呼びかけなど連携を図っている。	・タイムリーな情報の提供により連携強化
3	社会資源ネットワークの整備	社会福祉協議会を中核とした、関係機関、団体、市民などを結ぶネットワークをつくり、地域の生活課題に迅速に対応できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、地区福祉委員会を中心に、町内会、民生委員等と協力して、地域での見守り活動、講演会、まつりなどが開催され、連携強化の取組みが展開されてきた。 ・小地域ネットワーク事業 ・きたひろサービスネット（介護サービス事業者等で構成する北広島市介護サービス連絡協議会：情報共有と連携により介護サービスの質的向上と安定供給を図る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会を中核としたネットワークによる地域生活に密着した課題への対応強化 ・きたひろサービスネットとの連携
4	権利擁護体制の確立	地域福祉権利擁護事業の啓発に努め、成年後見制度の利用についての支援や権利侵害に対する相談窓口の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の成年後見制度利用の支援 ・児童の虐待、DVの窓口として、家庭児童相談員、母子自立支援員を配置 ・高齢者の虐待、消費者被害の相談窓口として高齢者支援センターで対応 	・児童、高齢者、障害者の相談窓口の充実により対応。
2. 福祉事業の健全な発達				
1	NPOの参入促進	NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進する。	福祉サービスの担い手として欠かすことのできないNPO法人との連携・協力・支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者福祉サービス委託 ・移送サービス、福祉有償運送 	・社会資源としてのNPOの参入促進を引き続き図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
2	民間の参入促進	民間でも可能な事業は委託を進め、サービスの量的確保と質的改善に努める。	規制緩和による民間企業の福祉事業への参入により社会資源の拡大が図られた。	・社会資源としての民間企業の参入促進を引き続き図る。
3	保健・福祉・医療の連携	相談窓口には福祉・医療の専門家を配置するなど、多様なサービスが効果的に提供されるよう保健、福祉、医療の連携を進める。	・障がい、高齢者福祉など福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置し、保健、福祉、医療相談連携のもと、相談業務等に対応。	・平成20年度から、「みらい」に精神保健福祉士を配置予定 ・平成20年度から就労支援をメインとした「めーでる」開設
4	住民ニーズの把握	多様化するニーズの把握に努め、地域で問題を抱える高齢者や障がい者の早期発見と早期支援に取り組む。	・高齢者実態調査や各種計画策定時の実態調査、障害者雇用に向けた企業へのアンケート調査など実施	・各種実態調査をとおり、住民ニーズの把握に努める。
5	小規模多機能拠点の整備	概ね中学校区程度の地域にさまざまな機能を集積し、地域密着型・地域完結型の小規模多機能拠点の確保に努める。	・平成19年度に小規模多機能拠点が1箇所整備された。（北広島団地A地区）	・平成20年3月に開設したばかりであり、利用状況を検証し、今後の整備を検討する。
6	コミュニティビジネス支援	地域での雇用の受け皿として、自宅の近くで働け、地域にも貢献できるコミュニティビジネスに関する情報収集や研究を進める。	・コミュニティビジネスに関心があり、創業を考えている人への支援としてアドバイザーを派遣 H19 1件（経済部）	・H20年度から新規にコミュニティビジネス創業支援事業実施（100万円を上限とした補助）1件決定済

3. 地域福祉活動への市民参加

1	ボランティア活動への市民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が主体的な役割を果たし、地域でのボランティアの育成や活動の活性化を図る。 ・ボランティアに参加したい人と必要とする人とを結ぶネットワークを整備し、身近な生活課題を地域で解決するための仕組みを作る。 ・現役を引退した高齢者など地域の人材の発掘 ・ボランティアコーディネーターの育成 ・ボランティアについての学習や体験学習の促進、学校でのボランティア活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の普及・啓発及び総合調整機関であるボランティアセンターを核に、小中学生から一般の方々まで連携しながら活動 ・友愛セール ・ボランティア学園 ・シニア対象のボランティア研修 ・児童生徒の総合学習でのボランティア体験学習 ・小中高先生への福祉学習の研修 ・ボランティア等による除雪サービス ・除雪協力（北広島西校、道都大） ・認知症の方の話し相手 ・ゴミだし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを中心にした取り組みのより一層の充実。
2	市民参加のための仕組みづくり			
3	ボランティア情報の提供			
4	学校での福祉学習の推進			

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
5	NPOへの市民参加の促進	多くの市民がNPOの活動に関心を持って参加したり新しい団体を作ったりするよう支援や啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人 17団体 ・NPOフォーラム、セミナーを開催 ・H19に公益活動団体との協働指針（案）作成し、パブリックコメント実施（市民部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・H20.5.1に指針が施行され、H20年度中に制度設計し、H21年度から具体的な事業の取組み予定 ・公募型補助金制度等予定（市民部）
6	社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の地域福祉実践計画は市民の具体的な活動や組織作りの指針ともなるので、地域福祉計画との一体的な取組みを推進する。 ・地域福祉活動の要として、組織・体制・機能の強化に向けて市の支援不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の要である社会福祉協議会と連携しながら、一体的な取組みを推進 ・市からの職員派遣、補助金交付による支援 ・委託事業の発注 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き連携強化 ・H20から職員派遣（管理職）
7	自治会（町内会）との連携	高齢者や障がい者への支援、子供の健全育成などの役割も期待され、地域での支えあい、助け合いについての連携を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民代表として市の付属機関への参加要請 ・H19福祉灯油支給事業など各種事業の周知に自治会組織の協力 ・出前講座による連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域課題解決のためのパートナーとして連携を図っていく。
8	活動拠点の整備	ボランティアやNPO活動など、多くの市民が地域活動に参加できるよう、住民集会所や学校の余裕教室、空家などの活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島団地の北ガス跡建物を福祉活動に借用 ・広葉小学校余裕教室の転用（おたっしや塾） 	<ul style="list-style-type: none"> ・H20.5から指針が施行され、具体的な事業の取組みが予定 ・活動場所の確保も検討（市民部）
9	意識啓発への取組み	高齢者、障害者福祉制度が社会で支える仕組みと変化してきた中、地域での身近な課題は、地域住民が自分の問題とし、自ら解決していく必要性について共有できるよう、地域福祉計画の考え方や施策の展開について啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページによるPR ・出前講座の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き啓発に努める。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
4. その他地域福祉の推進のために				
1	社会福祉協議会の体制と役割強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の要として、社会福祉協議会の組織・体制・機能の強化に向けて市の支援不可欠 ・職員派遣を含めた体制強化により、サービス体制を構築する必要がある。 ・地域福祉計画と地域福祉実践計画の一体的取組みを図り、実効性が高まるよう連携を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの職員派遣、補助金交付による支援、委託事業の発注など、地域福祉活動の要である社会福祉協議会と連携しながら、一体的な取組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・H20から職員派遣（管理職派遣） ・引き続き連携強化
2	地域福祉実践計画との連携			
3	民生委員児童委員との連携	<p>民生委員児童委員と行政や社会福祉協議会が連携して、地域住民が抱える様々な課題の早期発見・解決に取り組む。また、研修会等を通じ委員の資質向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時一人も見逃さない運動」の取組み（H18,19） ・H19大雪対策で災害時声かけ登録者の安否確認 ・初任者研修、中堅者研修等参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の一番身近な相談相手である民生員児童委員との連携は不可欠
4	バリアフリーの推進	<p>福祉環境整備要綱に基づいた公共施設のバリアフリー整備を進めるとともに、民間事業者にも協力を求め、「だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくり」を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の立替に合わせたバリアフリー化（輪厚、中央、西の里） ・福祉ホームのバリアフリー化（社会福祉法人） ・民間事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設はもとより民間事業者等の協力により、バリアフリーの理念普及に努める。
5	バリアフリー市営住宅の整備	<p>「北広島市住宅マスタープラン」「北広島公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、アプローチ、共用部、住宅内をバリアフリー仕様で整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西の里市営住宅のバリアフリー車椅子対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期整備予定の共栄第二団地もバリアフリー仕様で整備
6	大学との連携（研修、講座、イベント）	<p>市内にある大学の社会福祉学部と地域、市民との連携・交流が推進されるよう協力関係を作っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の事業や地域のボランティア要請に対し、道都大学のボランティア部の学生や一般学生の参加協力を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支える福祉がこれから進む中、より一層の協力関係を図る。

No.	施策・事業名	計画の概要	平成19年度までの取組み	備考（評価と課題等）
7	防犯・防災対策の推進	施設から在宅への転換に伴い、悪徳商法の防止や災害時の高齢者・障がい者への支援が大きな課題となるので、ケアマネージャーや民生委員との協力体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用による支援 ・災害時声かけ登録制度の実施 ・民生委員児童委員「災害時一人も見逃さない運動」 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から要援護者の情報の把握・共有など、要援護者が安心して地域での生活を送れる支援方策等の検討（H19.8.10付国から通知）
8	他の福祉計画との連携	高齢者、障がい者、児童それぞれの個別計画を進めるとともに、地域福祉や市民参加などの関連する施策や共通する理念で結ばれる取り組みは連携し、効率的な施策展開を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉や市民参加などの関連する施策や共通する理念で結ばれる取り組みは、それぞれ個別計画と連携しながら実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の改正や、ニーズの変化に的確に対応できるよう、個別計画と一体になって対応
9	市民参加による計画推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する福祉ニーズや地域の課題について、行政、民間、市民それぞれの役割を検討し、協議していく。 ・計画推進のための市民懇談会を設置し、市民による進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島市保健福祉施策懇談会を設置し、計画の進行管理とその時々課題について意見を伺うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定から進行管理まで一体のものとし、任期3年に改正予定
10	計画の進行管理			